

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(当日起きの翌日)

規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号) の一部を次のように改正する。

第六条の三中「十八万五千円」を「二十万五千円」に改める。

第十五条第一項第四号中「五十歳若しくは」を削る。

附則第四項の前見出しを「(障害補償年金前払一時金)」に改め、同項中「附則第三条第一項」を「附則第二条の三第一項」に、「遺族補償年金前払一時金」を「障害補償年金前払一時金」に、「遺族補償年金」を「障害補償年金」に、「条例第三条第二項の規定による」を「実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する」に改める。

附則第十二項を附則第十九項とし、附則第十一項を附則第十八項とし、附則第十項を削り、附則第九項を附則第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行

附則第八項中「額のうち、遺族補償年金」を「額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」に、「附則第六項」を「前項において準用する第八条」に、「申し出た」を「選択した」に、「附則第四項ただし書」を「附則第十二項において準用する附則第四項ただし書」に、「申出の」を「申出が行われた」に、「遺族補償年金の額」を「当該遺族補

償年金の額の合計額」に、「範囲内で遺族補償年金」を「範囲内で当該遺族補償年金」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第七項を削り、附則第六項を附則第十四項とし、附則第五項中「前項の」を「前項において準用する附則第四項の」に、「様式第二十一号」を「様式第二十二号」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第四項の次に次の八項を加える。

5 前項の申出は、様式第二十一号による請求書を当該職員の勤務する公署又は離職した場合においては、離職の直前に勤務した公署を経由して実施機関に提出してしなければならない。

6 附則第四項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

7 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ条例附則第二条の二の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第十五条において例によることとされる地方公務員災害補償法第二十九条第六項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第四項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とす

る。

8 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 加重前の障害の程度が条例別表第二に定める第七級以上の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第二条の二の表の下欄に掲げる額から、加重前の障害の等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が条例別表第二に定める第八級以下の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第二条の二の表の下欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補

償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第二十七条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第八条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

9 障害補償年金は、附則第四項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該障害補償年金に係る支払期月から一年を経過する月以前の各月（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額と当該一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を百分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額との合計額が当該

障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

10 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

11 実施機関は、条例附則第二条の三第三項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。
(遺族補償年金前払一時金)

12 附則第四項及び第六項の規定は、遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出について準用する。この場合において、附則第四項中「附則第二条の三第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と読み替えるものとする。
様式第一号の補償の内容の2の(2)中「185,000円」を「205,000円」に改める。

様式第十号中「185,000」を「205,000」に改める。

様式第十一号中「(附則第5項関係)」を「(附則第13項関係)」と改め、同様式を様式第十一号とし、様式第十号の次に次の1様式を加える。

様式第21号(附則第5項関係)

障害補償年金前払一時金請求書

(実施機関の職氏名) 殿		請求年月日 年 月 日		
下記の障害補償年金前払一時金を請求します。		請求者の 住 所 ふりがな 氏 名		
1 障 害 等 級	第 級			
2 既存障害とその程度				
3 障害補償年金の受給決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日			
4 障害補償年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額	年 月分から	年 月分まで 円		
5 求求者が選択する障害補償年金前払一時金の請求額の計算	<input type="checkbox"/> 障害補償年金前払一時金の限度額 <input type="checkbox"/> 1,200倍 <input type="checkbox"/> 1,000倍 换算基礎額の <input type="checkbox"/> 800倍に相当する額 <input type="checkbox"/> 600倍 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍	(補償基礎額)(倍数) 円× = 円		
6 障害補償年金前払一時金の請求額	円			
7 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	* 受理 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		* 通知 年 月 日
		口座番号		* 支 払 年 月 日
		預金名義者		* 決定金額 円
		送金小切手	振込先金融機関名	銀行 支店
	その他			

〔注意事項〕

- 1 求求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合には、その該当等級を明記すること。
- 3 「4 障害補償年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄は、障害補償年金の最初の支払に先立つて申し出る場合には記入しないこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第四項から第十一項までの規定は、昭和五十六年十一月一日から適用する。
- 3 改正後の規則第六条の三の規定は、昭和五十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。